

国家戦略特別区域諮問会議の役割



① 国家戦略特別区域基本方針の策定(閣議決定)

- 国家戦略特区諮問会議の意見を聴いて、国家戦略特区基本方針を策定。

② 国家戦略特別区域の指定 (政令)

③ 区域方針の決定 (内閣総理大臣決定)

- 国家戦略特区諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴いて、国家戦略特区を指定するとともに、特区ごとの区域方針を決定。

④ 国家戦略特別区域計画の認定(内閣総理大臣認定)

- 内閣総理大臣は、区域計画の認定にあたって必要と認めるときは国家戦略特区諮問会議に対し、意見を求めることができる。

⑤ 雇用指針の作成(政府作成)

- 個別労働関係紛争を未然に防止するため、労働契約に係る判例を分析し、及び分類することにより作成する雇用管理及び労働契約の在り方に関する指針であって、国家戦略特区諮問会議の意見を聴いて作成する。

⑥ 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項について調査審議

■ 中長期的には、成長戦略に資するような更なる措置の検討



■ 更なる規制の特例措置
■ 更なる税制措置 等